

修文大学 動物実験に関する緊急時対応マニュアル

(平成27年4月1日)

本マニュアルは、修文大学内で動物実験に携わる全ての人を対象とし、動物実験施設および動物実験を行う区域に適用する。地震、火災等の緊急時には本マニュアルに則り対応し、本マニュアルに記載が無い事項についても、「学校法人 一宮女学園 火災発生対応マニュアル」「修文大学 修文大学短期大学部 危機管理マニュアル」「火災を含む各種緊急災害時の役割と行動指針」に従うこととする。

(緊急時の対応)

1 初期対応： 生命、安全確保の優先

災害発生時には、まず身体の安全確保に努めること。

- ① 地震時には、机の下に身を隠すなど安全を確保すること。揺れが収まるまで室外に出ないこと。
- ② 火災時には、初期消火に努めること。

2 実験中の動物への対応

実験動物が実験室外に逸走しないよう万全を尽くすこと。

- ① 実験中の動物はケージに収容し、床あるいは飼育棚に置くこと。
- ② 麻酔下で手術中の実験動物については、直ちに安楽死処分を実施すること。

3 使用中の機器への対応

使用機器の運転を緊急停止すること。

4 使用中の薬品への対応

容器にふたをし、落下しないよう床の安定した場所等に置くこと。

5 ガス、水道等の対応

直ちに使用を中止し、元栓等を閉めること。

6 実験室外への避難

- ① 実験動物が逸走しないよう、必ず実験室の扉を閉めた上で避難すること。
- ② 近くの非常口および階段を使用して避難すること。
- ③ エレベーターは使用しないこと。

7 動物実験委員会への緊急報告

実験中の動物に対する対応及び避難経路について動物実験委員会へ速やかに報告すること。

8 災害直後の実験動物および機器・薬品の確認

施設の安全確認後、実験動物および機器・薬品の被害状況を、動物実験委員会に速やかに報告すること。

9 緊急連絡体制

動物実験実施者等 → 動物実験委員会 → 災害対策統括本部

(復旧に向けての対応)

- 1 動物実験委員会は以下を行うこと。
 - ① 動物実験施設および実験室外への実験動物逸走の有無及び数の確認
SPF区域から逸走した実験動物については、安楽死処分を実行すること。
また、必要な逸走防止策を講ずること。
 - ② 実験動物への対応
実験動物の適切な飼育管理が困難な場合、安楽死処分について検討すること。
 - ③ 動物飼料・飲料水の確保
飼料を必要最小量使用するよう指導すること（動物実験施設では1ヶ月分以上の飼料を常時確保）。
上水が使用できない場合は、研究室等の蒸留水等を飲料水として使用するよう指導すること。
 - ④ 実験継続の可否
被害状況を鑑み、動物実験継続の可否等を審議すること。
 - ⑤ 動物実験委員会による対応および審議結果等を災害対策統括本部に報告すること。
- 2 学外関係機関への連絡およびマスコミ等に対する対応
 - ① 動物実験委員会からの報告を受け、災害対策統括本部が協議の上で行うこと。